

「税を考える週間・税制抜本改革」について

11月11日から17日までの一週間は、「税を考える週間」です。

毎年この期間中は、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただけるよう、税に関するイラスト・作文などの作品展や講演会といった様々な催しが開催されます。

税は、私たちの生活に欠かすことのできない道路、上下水道などのインフラ整備、警察・消防、教育、社会保障などの充実した公共サービスを行うための大切な財源です。

近年、国においては、社会保障の充実・安定のための社会保障改革と、その財源の安定的確保や財政健全化を同時に達成するための税制抜本改革を一体的に行う、「社会保障・税一体改革」に取り組んでおり、この一環として、消費税と地方消費税を合わせた税率の段階的な引上げが行われています。

これにより、平成31年（2019年）10月1日に、現在の8パーセントから10パーセントに税率が引き上げられるとともに、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が実施される予定です。一部の飲食料品などには8パーセントの税率が適用され、帳簿や請求書等の記載方法等も変更されることになっています。

少子高齢化がすすんだ社会でも、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせる社会を実現するため、消費税率の引上げで得られた財源で、年金・医療・介護・少子化対策の社会保障の充実などを図ることとされています。

この機会に、改めて、私たちの生活と税の役割について考えてみませんか。

なお、「税を考える週間」の期間中の催しについては、各税務署にお問い合わせください。

[県税・市町村税インフォメーション<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>
国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>]